

盛岡市クリーンセンター公害監視委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公害防止協定書第13条第2項の規程に基づき、盛岡市クリーンセンター公害監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公害防止協定に基づく環境の監視に関すること。
- (2) 排出ガス、排水等が公害防止協定に定める基準値を超えた場合等における公害防止対策協議会の措置への指導助言に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから公害防止対策協議会が委嘱する。

- (1) 地域住民を代表する者
- (2) 知識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、年2回委員長が招集する。ただし、委員長が必要があると認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

(関係者からの意見聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、公害防止対策協議会において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成10年5月13日から施行する。